

復興庁行政事業レビュー行動計画

平成25年 5月30日
平成26年 4月 9日改訂
平成27年 4月30日改訂
平成28年 4月13日改訂
平成29年 4月18日改訂
平成30年 4月17日改訂
平成31年 4月 9日改訂
令和 2年 4月16日改訂
令和 2年 8月 4日改訂
復 興 庁

I 目的

この計画は、予算の支出先や使途の実態把握、自己点検等を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）について必要な事項を定め、事業目的に即した予算の企画・立案、予算要求及び予算執行を図ることを目的とする。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、執行状況等を継続的に把握し、使用見込の低い資金は返納するというP D C Aサイクルを確立していくことが重要であることから、必要な事項を定め、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理を図ることを目的とする。

II レビューの取組体制

復興庁におけるレビューは、復興庁行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を中心とした以下の体制で実施する。

統括責任者：統括官
副統括責任者：統括官付審議官
メンバー：統括官付参事官（予算・会計担当）、統括官付参事官（総括担当）、
統括官付参事官（政策評価担当）

III 事業の点検等

1. レビューシートの作成及び中間公表

(1) 事業単位の整理

チームは、毎年4月中旬を目途に、前年度の事業（事務的経費、人件費等は除く。）について、点検の対象となる事業の単位を整理する。

(2) レビューシートの作成及び中間公表

① レビューの対象となる事業（以下「レビュー対象事業」という。）について

は、当該事業を所管する参事官等（以下「事業所管部局」という。）が、事業の単位ごとに内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）の示す様式に従って「行政事業レビューシート」（以下「レビューシート」という。）を作成する。一括計上事業については、関係府省において当該事業を執行する局部課等（以下Ⅲ 1. 及び2. において「関係府省」という。）の協力を得てレビューシートの作成を行う。

- ② レビューシートの作成に当たっては、国民に分かりやすい記載に努め、必要に応じて事業内容の理解に資する資料を適宜添付する。
- ③ レビューにおける証拠に基づく政策立案（EBPM）の議論に資するため、事務局の指示に従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。
- ④ レビューシートの作成に当たっては、事業所管部局等は、予算の支出先、使途といった実態や成果を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その点検結果をレビューシート（事業所管部局による点検欄まで）に記載する。適切な記入及び厳格な自己点検が行われているかについて、復興庁予算・会計班において確認を行う。
- ⑤ 作成されたレビューシートは、令和2年度においては8月上旬までに復興庁ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表するものとする。

（3）新規開始事業及び新規要求事業の取扱い

現年度から開始された事業（以下「新規開始事業」という。）及び翌年度概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）についても、国民に対する情報開示及びレビューによる点検結果の概算要求への反映状況の検証等に活用するため、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標などの記入可能な事項を記入するものとする。新規開始事業のレビューシートについては、令和2年度においては8月上旬までにホームページにおいて公表するものとする。

2. 外部有識者及びチームによる事業の点検

（1）外部有識者による点検

- ① チームは、前年度に新規に開始した事業等、外部の視点を活用したレビューの実施が必要と判断した事業（以下「外部有識者点検対象事業」という。）について、別途指名する外部有識者によって構成される「復興庁行政事業レビュー外部有識者会合」（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、点検を求める。
- ② 外部有識者による点検の実施に当たっては、令和2年度においては8月を目途に点検のための外部有識者会合を開催するものとし、その議事概要及び資料を速やかにホームページにおいて公表するものとする。
- ③ 外部有識者点検対象事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取に係る作業は、復興庁予算・会計班において行う。
- ④ 選定した外部有識者点検対象事業に対して、外部有識者から追加や変更の申し出があった場合は、申出に対して誠実に対応するとともに、申し出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由をホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 外部有識者による点検終了後、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けることとする。また、講評の場に

出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を設ける。

- ⑥ 選任した外部有識者のリストをホームページにおいて公表するものとする。

(2) 公開プロセス

復興庁及び関係省庁は、新型コロナウイルス感染予防を徹底しつつ、限られた人的資源でレビューを実施する必要があるため、「行政事業レビュー実施要領（令和2年3月27日改正）」第2部 3に基づき例年実施している公開プロセスについて、令和2年度は人的資源確保の担保が困難であることから実施せず、その他の項目に注力することとする。

(3) チームによる点検

チームは、令和2年度においては9月を目途に、レビュー対象事業、新規開始事業及び新規要求事業について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。

点検及び所見の作成に係る作業は復興庁予算・会計班において行い、統括官による確認を経て所見のとりまとめを行う。

3. 概算要求等への反映

復興庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行に的確に反映させるものとする。チーム所見の概算要求等への反映状況について、レビューシートの所定の欄に記述するものとする。

概算要求等への反映が適切に行われているかについて、復興庁予算・会計班において点検を行う。

4. 点検結果の公表

チームの所見等を記入した最終的なレビューシート及びチームの所見の概算要求への反映状況については、事務局が示す方法により、それぞれ次に掲げる期限までにホームページにおいて公表するものとする。また、レビューにおける証拠に基づく政策立案（EBPM）の議論に資するため、事務局の指示に従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(1) レビュー対象事業及び新規開始事業のレビューシート 翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内

(2) チームの所見の概算要求への反映状況 翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内

(3) 新規要求事業のレビューシート 翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内概算要求への反映状況のとりまとめに係る作業は復興庁予算・会計班において行い、統括官による確認を経て公表を行う。

5. 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映

復興庁は、行政改革推進会議による検証結果を以後の予算等に的確に反映させるものとする。

予算等への反映が適切に行われているかについて、復興庁予算・会計班において点検を行う。

6. 優良な事業改善の取組

チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価する。

優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等をホームページにおいて公表するものとする。

7. 職員の資質向上に係る取組

チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、レビューシートを用いて職員に対して指導を行うものとする。

IV. 基金の点検等

1. 「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」の作成

(1) 作成対象となる基金の整理

チームは、令和2年度においては6月下旬を目途に、「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」の作成対象となる基金事業の単位を整理する。

(2) 「基金シート」等の作成及び公表

① 対象となる基金については、当該基金を所管する参事官等（以下「基金所管部局」という。）が、基金事業の単位ごとに事務局の示す様式に従って「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」を作成する。一括計上事業により造成された基金については、関係府省において当該基金を所管する局部課等が、「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」を作成し、復興庁予算・会計班においてとりまとめる。

② 「基金シート」の作成に当たっては、基金所管部局等は、厳格な自己点検を実施し、その点検結果を記載する。適切な記入及び厳格な自己点検が行われているかについて、復興庁予算・会計班において確認を行う。

③ 作成された「基金シート」等は、令和2年度においてはそれぞれ次に掲げる期限を目途ホームページにおいて公表を行う。

- i) 基金シートの中間公表 8月末
- ii) 基金シートの最終公表 10月末
- iii) 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表 10月末
- iv) 地方公共団体等保有基金執行状況表 10月末

2. 「出資状況表」の作成

(1) チームは、令和2年度においては6月下旬を目途に、作成対象となる国からの出資を整理する。

- (2) 対象となる出資については、国から出資を受けた法人等を所管する参事官等が、事務局の示す様式に従って「出資状況表」を作成する。
- (3) 作成された「出資状況表」については、令和2年度においては10月末を目途にホームページにおいて公表を行う。

V. その他

1. 人事評価への反映

人事評価の実施に当たって、評価者等は、職員のレビューにおける取組や成果について、適切に評価に反映するものとする。

2. 政策評価及び経済・財政一体改革との連携

レビューの実施に当たっては、事業単位の整理や点検などにおいて、政策評価及び経済・財政一体改革との関連性に留意しながら行うものとする。

3. 計画の見直し

この計画は、進捗状況や他府省の取組を参考とし、必要に応じ、適時、所要の見直しを行うものとする。

特別な事情により、本計画のスケジュールに依りがたい場合は、柔軟に対応するものとする。

4. その他レビューの実施に必要な事項

事務局から、レビューの適切な実施のために必要な資料の提出及び説明の求めがあった場合には適切に対応するものとする。